

- ⑤ 研修の組織化、体系化を図る
- ① 研修会等への参加を計画的に進めるとともに、研修内容の普及と発展に努める。
 - ② 校内の研修体制の充実を図り、研修目標に応した体系化に努め、組織的な研修活動を推進する。
 - ③ 研究指定校の研究や、最新の研究成果等を組織的にとり入れ、校内研修を効果的に推進する。
- ⑥ 進路指導の充実を図る
- ① 進路指導は卒業学年に偏らないよう、全学年にわたる計画を立て、系統的な指導に努める。
 - ② 障害児が、自己の障害を理解して進路を設計できるよう、資料等を活用し、計画的な指導に努める。
 - ③ 進路の決定に当たっては、関係機関と密接に連携し、保護者の意志も反映した、適切な指導に努める。
- ⑦ 地域社会の啓発を図る
- ① 全職員の協力のもとに、地域社会の啓発に努める。
 - ② 交流教育を通して、一般の保護者にも障害児に対する正しい理解を得られるよう、啓発に努める。
 - ③ 学習発表会、作品展示会等を通して、養護教育に対する理解と協力を得ることに努める。
 - ④ 養護教育関係機関及び団体等との協力関係を保ち、広報活動を活発にし、地域社会の啓発に努める。
- ⑧ 教育施設、設備の整備を図る
- ① 教育効果を高めるため、教育施設、設備の充実を図るとともに、教育環境の適正な維持管理に努める。
 - ② 火災等の事故防止の徹底を期し、関係機関と連携し、安全設備の適正な維持管理に努める。
- 〈各教科等指導の重点〉
- ① 適切な指導計画の作成を図る
- ① 指導計画の作成に当たっては、小・中・高等学校の学習指導要領に留意した計画の作成に努める。
 - ② 学習指導要領の趣旨にそって、基礎的、基本的事項に、内容を精選するとともに、領域・教科を合わせた指導や、適切な指導形態の組み合わせ等の創意工夫を加えた、指導計画の作成に努める。
 - ③ 一人一人の障害の種類、程度に応じて、指導の個別化と、評価を適切に行い、指導法の改善に努める。
- ② 指導法、教材教具等の研究開発を図る。
- ① 一人一人の実態に応じた指導法の開発、特に日常の指導に直結する実践的研究に努める。
 - ② 心身障害児の調査、検査法等の技術の研修を行い、障害児の実態を把握した指導の充実に努める。
 - ③ 教材教具等に関する研究、特に児童生徒の特性に応じた教材教具の創作研究と、その活用に努める。
 - ④ 視聴覚教材や資料等の、効果的な活用に努める。
- ③ 身辺処理の確立、社会的自立を目指す指導の強化を図る。
- ① 児童生徒の個人資料を整備し、実態を正しく把握し、個別化された指導方針による指導に努める。
 - ② 学校生活のあらゆる場を、日常生活指導の機会として身辺処理の確立に努めるとともに、学校の指導が家庭で生かされるよう、家庭との連携に努める。
 - ③ 社会的自立の意欲を高める指導に努める。
 - ④ 校外学習、実習等の指導の充実を図り、積極的に社会に参加しようとする態度、習慣の育成に努める。
- ④ 評価の観点の明確化を図る。
- ① 一人一人の評価の観点を明確にし、評価の結果が次の指導に生きるよう、評価法の改善に努める。
 - ② 評価の意義、方法について、共通理解を図り、教育活動の充実に資するよう、評価の改善に努める。
- ⑤ 健康の保持増進、安全生活を守る習慣と態度の育成を図る。
- ① 心身の健康状態の観察や調査を計画的に進めるとともに、情報・資料を収集整理し、その活用に努める。
 - ② 体力と運動機能の向上を図るために、教育活動全体を通して、適切な体育活動の実践に努める。
 - ③ 交通事故防止の訓練や、安全な遊びの指導等、危険から身を守る方法の具体的な指導に努める。

2 現職教育

研修会、講習会の概要は、下表のとおりである。

(1) 教職員の研修

名 称	期 日	期間	会 場	参 加 人 数	研 修 内 容
養護教育教養講座	5.10～5.11	2日	県教育センター	115人	講演「軽度心身障害児の就学指導と特殊学級の設置運営をめぐる諸問題」 ・福島県養護教育の現状と課題 研究協議「心身障害児の適正就学」「特殊学級設置運営上の諸問題と効果的対応」
養護教育新採用教員研修会 (第1次)	4.19～4.24	6日	県立盲学校外10校	40人	・教育目標と教育方針 ・校務分掌と運営 ・教育課程 ・授業案作成と実施
" (第2次)	5.6～5.8	3日	県教育センター	40人	講演「私の経験を通して教育を語る」 ・教職員の服務と勤務 ・生徒指導 ・教材研究の基本と進め方